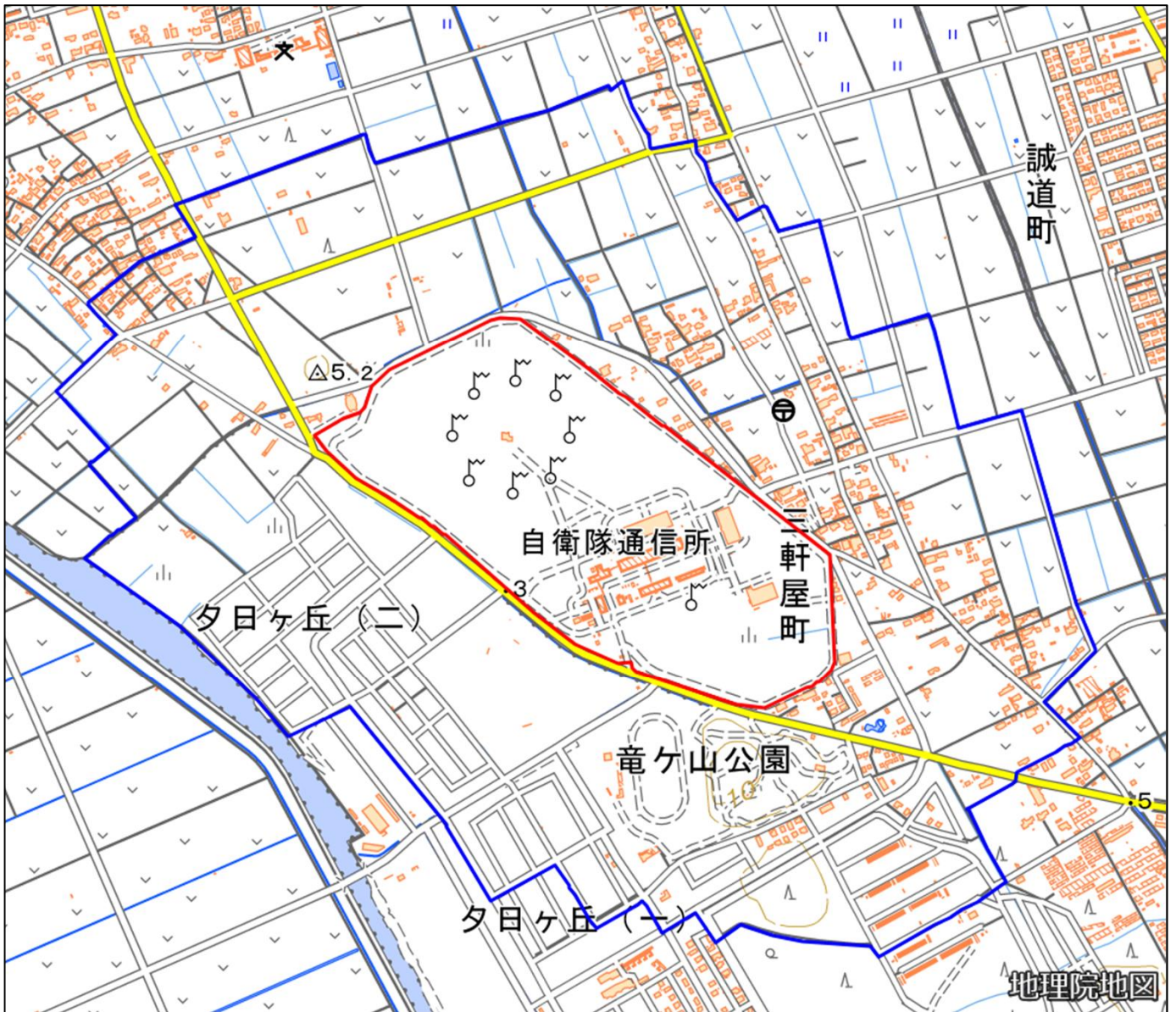


情報本部美保通信所

対象防衛関係施設の所在地	鳥取県境港市	渡町二十一番地
対象防衛関係施設の区域	鳥取県境港市	三軒屋町及び渡町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鳥取県境港市	小篠津町、三軒屋町、新屋町、森岡町、夕日ヶ丘一丁目及び二丁目並びに渡町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

情報本部美保通信所周辺地域 (鳥取県境港市渡町21番地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

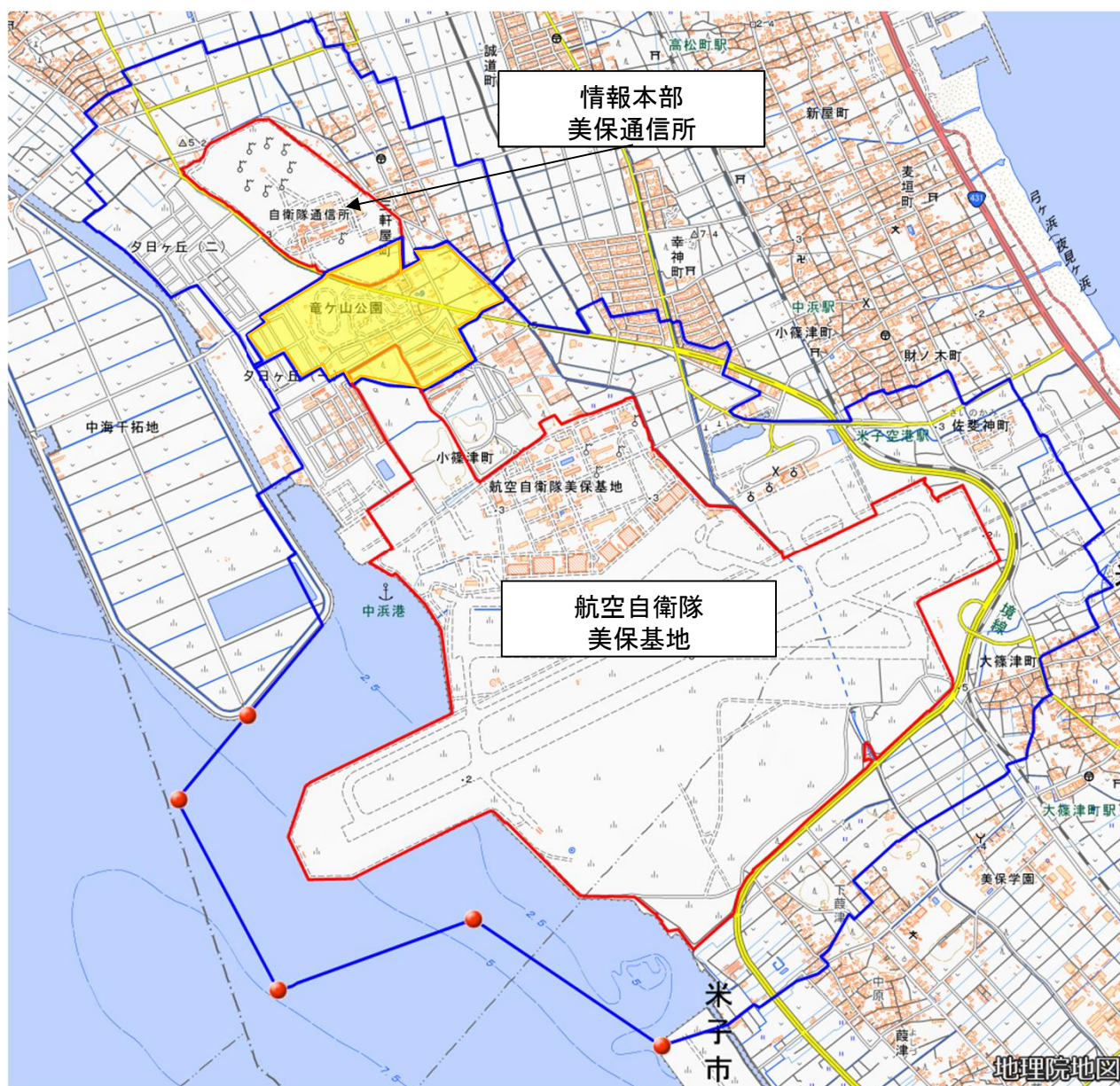


対象施設周辺地域



留意事項

「航空自衛隊美保基地」及び「情報本部美保通信所」は隣接しているため、小型無人機等の飛行を行う場合の手続に当たっては、両方の対象防衛関係施設の区域等を確認して下さい。
下の図面に示す「航空自衛隊美保基地」及び「情報本部美保通信所」に係る対象施設周辺地域の重複部分については、両方の対象防衛関係施設について通報等の手続が必要となります。細部については、対象施設の管理者にお問い合わせください。



航空自衛隊美保基地及び情報本部美保通信所に係る対象施設周辺地域の重複部分



対象施設の区域



対象施設周辺地域

